

年金の財源は、みなさんが納めるかけ金だけでなく、国が補助（かけ金の2分の1）をしているので、かけ金にくらべて年金の額がよくなっています。このように国民年金は国の事業ですから、つぶれる心配もなく、安心して加入できます。



サラリーマンの奥さん、あなたはご家庭の幸せをどのように願っていますか。子どもの教育、住まいづくり、家族の健康など、どれもこれも身近な問題として大切なことです。ところで、あなた自身は老後の備えはできていますか。

ご主人は会社の厚生年金などで老後を保障されていますが、万一の場合、妻の分として残される年金はじゅうぶんではありません。せし、あなた自身には年金がありません。「主人の年金だけでは不安」「私にも年金があれば」と願う奥さん方へあなた自身の年金をお持ちください。このようとき、国民年金がお役に立ちます。

希望で加入する人
厚生年金など職場の年金に加入している人の妻や昼間の大学生などは、いつでも本人の希望で加入できます。

国民年金には、必ず加入しなければならぬ人と、本人の希望によって加入することができるとがあります。

かならず加入する人

日本人で、二十歳以上六十歳未満（明治44年4月2日以降出生）の人で、どの職場の年金にも加入していない人です。

こんな人がご加入を

▼農業・林業・漁業の従事者
▼中小の商工業・サービス業などの自営業者や従事者
▼開業の医師や薬剤師
▼弁護士・会計士・税理士など
▼日雇労働者や無職の人
▼上記の配偶者や従業員など。

▼厚生年金、船員保険または公務員、学校の先生などの共済組合の年金制度に加入している人の配偶者
▼現在すでに年金や恩給をうけている人やその配偶者
▼将来他に年金や恩給をうけることができる人、その配偶者
▼県・市会議員やその配偶者
▼昼間の高校や大学の学生。

国民年金では、経済事情で保険料を納めることが困難なときは、保険料の免除をうけることができます。

免除制度があります

この場合年金額は、免除をうけた期間だけ、定額の保険料を納めた人の三分の一の年金額になります。ただし、免除をうける手続きをしないで保険料を納めなかったときは、年金はうけられません。したがって、未納の保険料があればこの際早く納めてください。

保険料はこれだけ

国民年金は、保険のしくみをとっている制度ですから、保険にはかけ金（保険料という）がいります。保険料は定額で、一か月わずか四百五十円です。これを三か月分ずつ年四回、1月、4月、7月、10月に納めていただくことになっていきます。

保険料は、市の年金徴収員が直接加入者宅を訪問して集金するので、納めに行く手間がはぶかれます。また、一年を単位として一度に納めることもできる便利な「前納制度」もあり、割引きがあります。

年金額はこれだけ

六十五歳以後にうける老齢年金の額を、現行でかりに試算するとつぎのようになります。



将来をお約束する年金手帳

保険料と老齢年金額との比較表

加入時 年齢	保険料		うける老齢年金の受給期間と受給総額			
	納付期間 年	納付総額 万円	5年 70歳まで 万円	10年 75歳まで 万円	15年 80歳まで 万円	20年 85歳まで 万円
20	40	21.6	76.8	153.6	230.4	307.2
25	35	18.9	67.2	134.4	201.6	268.8
30	30	16.2	57.6	115.2	172.8	229.6
35	25	13.5	48	96	144	190.4

※保険料納付総額は、450円で算出しています。
※うける老齢年金受給総額は、320円×保険料納付総額×受給期間。
※増額料は除く。

より多くの年金をうけたい人は

定額の年金額だけではもの足りないから上積みをし、より多くの年金をうけたいと希望する人には、定額の保険料四百五十円とは別に月三百五十円の増額し保険料をかけることができます。これを所得比例制といい、昨年10月から新設されました。これによると約五割六分多く年金が得ます。例えば、現行のままの料金をとして、定額の年額九万六千円に五万四千円がプラスされます。

年金を確実にうけるには

- ▼期限内にかけ金を納めましょう
納期限までに保険料を納めないこと、せうかの年金が受けられないことがあります。
 - ▼手続きは自分で
新たに加入資格ができたときや希望で申込むとき。
 - ▼会社などに勧めたため、資格がなくなったとき。
 - ▼住居や氏名が変わったとき。
 - ▼かけ金の免除をうけるとき。
 - ▼年金をうける手続きをするとき。
- ※手続きは、各区役所国保年金課年金係（または出張所）で行なっています。

加入洩れの方は、いますぐ手続きを

※このほか、福祉年金制度がありますが、またの機会にお知らせすることにします。